

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
令和８年度やまなし二拠点居住・移住総合WEBメディア運用業務委託
企画提案審査委員会運営要綱

（趣旨）

第１条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和６０年山梨県規則第８号）第１３条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・令和８年度やまなし二拠点居住・移住総合WEBメディア運用業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- （１）令和８年度やまなし二拠点居住・移住総合WEBメディア運用業務委託に係る企画提案書の審査
- （２）令和８年度やまなし二拠点居住・移住総合WEBメディア運用業務委託候補者の選定
- （３）その他必要と認められる事項

（庶務）

第３条 審査委員会の庶務は、人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課において処理する。

附 則

この運営要綱は、令和８年６月２３日から施行し、令和８年度やまなし二拠点居住・移住総合WEBメディア運用業務委託契約の締結日をもって廃止する。